

# 国立大学法人東京医科歯科大学固定資産及び物品調達要項

平成16年4月1日  
制 定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成16年規程第3号。以下「会計規程」という。）の定めるところにより、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本学が締結する契約に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

### (調達の原則)

第3条 調達に当たっては、経済性に留意するとともに、品質、納期等に遺漏のないよう努めなければならない。

### (取引先の調査)

第4条 取引先の選定に当たっては、事業経歴、営業状態の調査、並びに取引銀行に対する照会その他により、その信用、経験技術等について調査をし、取引の万全を期さなければならない。

### (取引の停止)

第5条 次の各号の一に該当する業者に対しては、一定期間取引を停止し、又は以後の取引を認めないものとする。

- (1) 調査に当たり、虚偽の申告をしたと認められるもの
- (2) 入札又は見積りに当たり、談合を行い、不利益を及ぼしたと認められるもの
- (3) 契約の履行に際し、故意若しくは重大な過失により、工事に粗漏若しくは製造物に瑕疵が認められ、又は固定資産及び物品（以下「物件」という。）の品質、数量に関し不正の行為があったと認められるもの
- (4) 契約の履行に際し知り得た本学の教学、経営上の情報、役員及び職員、学生の個人情報等を故意又は過失により漏洩したと認められるもの
- (5) その他納期遅延等の不利益を及ぼす行為をしたと認められるもの

### (委員会の設置)

第6条 契約に関する事務を行わせるために、次の各号に掲げる委員会を置くものとする。

- (1) 契約に関する重要事項を審査するための契約審査委員会
- (2) 政府調達契約における仕様の策定を行うための仕様策定委員会
- (3) 取引停止等の措置を行うための取引停止等審査委員会

2 前項に規定する委員会の職務、構成その他必要な事項は別に定める。

## 第2章 調達のリクエスト及び審査

(調達の担当及び責任者)

第7条 調達事務の担当課(以下「調達担当課」という。)は財務部契約課、施設部施設企画課、図書館情報メディア機構事務部、医学部・医学部附属病院事務部管理課、歯学部・歯学部附属病院事務部総務課とし、責任者は経理責任者とする。

(調達の請求)

第8条 物件又は役務(以下「物件等」という。)の調達を請求するときは、別紙様式により物件等請求を調達担当課に提出するものとする。

(調達請求の審査)

第9条 調達担当課が調達の請求を受けたときは、次の各号について請求のうえ、調達手続きを行うものとする。

- (1) 当該物件等の予算根拠
- (2) 固定資産に関するものについては、固定資産整理上必要な事項
- (3) 一括して調達するものについては、数量の適否
- (4) 希望納期、仕様等の調達上必要な事項
- (5) 予算科目その他経理上必要な事項

(事後のリクエスト及び審査)

第9条の2 次条第2項の規定による発注の場合並びに第10条の2第1項及び第2項の規定による立替払の場合は、第8条のリクエスト及び前条の審査は事後に遅滞なく行うものとする。

2 調達担当課は、前項の規定による審査の結果、発注の取り消し若しくは契約内容の変更又は立替払のリクエストの取り下げ若しくは立替払の承認の取り消しを行うべきものと判断したときは、予算の責任者に直ちに措置を依頼するものとする。

## 第3章 調達の要件

(発注)

第10条 調達担当課は、国立大学法人東京医科歯科大学予算管理実施規則(平成16年規則第240号。以下「予算管理実施規則」という。)第3条に規定する予算単位及び予算単位の細分の範囲内において、発注するものとする。

2 予算管理実施規則第3条に規定する予算単位及び予算単位の細分において、次の各号の一に該当する場合は、予算の責任者の責務により発注をすることができる。

- (1) 1件100万円未満の物件等を調達するとき。
- (2) 外国で調達するとき。

3 予算の責任者は、前項の規定により発注を行い、故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、会計規程第56条第2項の責に任ずるものとする。

(立替払)

第10条の2 予算管理実施規則第3条に規定する予算単位及び予算単位の細分において、立替払しなければ教育研究等の業務に真に支障を生じる場合で、次の各号の一に該当するときは、予算の責任者の責務により、立替払を行うこと又は立替払を行うことを認め

ることができる。ただし、1件50万円未満の調達に限る。

- (1) 講習会等の受講料及びテキスト代
  - (2) 教育・研究の上で必要な入場料、拝観料等
  - (3) 有料道路通行料及び駐車料
  - (4) 郵送料及び荷物送料
  - (5) 公共交通機関の回数券及びプリペイドカード等
  - (6) 学会の参加登録費
  - (7) 学会の入会費及び年会費（寄附金より支払う場合に限る。）
  - (8) 会場借料
  - (9) 官公署又はこれらに準ずる機関における諸手数料等
  - (10) 謝金（講演等の謝金を直ちに支払う必要がある場合に限る。）
  - (11) 外国の業者等との取引（学会誌への投稿手数料、別刷代金等）で直接の支払が必要な場合（当該業者等が指定した委託先経由の支払及びクレジットカード決済を含む。）
  - (12) 現金又は電子媒体による取引でなければ契約できない場合
  - (13) 国内外の出張先で調達する場合
  - (14) その他業務遂行上、真にやむを得ない場合
  - (15) 前各号の立替払を銀行振込等により行った場合において、当該銀行振込等のために要した手数料
- 2 前項ただし書に規定する金額以上の額の立替払を行う必要がある場合は、予め経理責任者の承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合等、事前に承認を得ることが困難である場合には、事後において速やかに承認を得るものとする。
- 3 立替払を行った者は、立替払請求書に領収書を添えて、速やかに調達担当課に提出するものとする。
- 4 予算の責任者は、第1項の規定により立替払を行い、又は立替払を行うことを認め、故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、会計規程第56条第2項の責に任ずるものとする。

（見積書の徴取）

- 第11条 物件等を調達する場合は、入札に付するときを除き2者以上から見積書を徴さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、2者以上の見積書の徴取を省略することができる。
- (1) 1件100万円未満の物件等を調達するとき。
  - (2) 2者以上からの見積書を徴することを適当としないとき。
  - (3) 緊急の必要により、2者以上からの見積書を徴することができないとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。
- (1) 国、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、地方公共団体及び地方独立行政法人と契約するとき。
  - (2) 特定の取引価格（料金）によらなければ契約することが不可能、又は著しく困難であると最終決裁者が認めたとき。
  - (3) 1件50万円未満の修理、修繕をするとき。
  - (4) 立替払によるとき。
  - (5) その他契約の性質上見積書を徴し難いと最終決裁者が認めたとき。

(入札の方法)

第12条 会計規程第43条における入札の方法は、入札書による競争のほか、見積書による公開入札方式によるものとする。

(公告の方法)

第13条 会計規程第42条第5項による公告は、新聞への掲載、掲示及びインターネットの利用その他の方法により行うものとし、他に特別の定めのある場合を除くほか、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前に公告しなければならない。

2 公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

3 前項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

(競争参加資格)

第14条 会計規程第42条第5項による競争に加わろうとする者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 物品の製造及び物品の販売並びに役務の提供等については、国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は本学の競争参加資格
- (2) 建設工事契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事に関する契約をいう。）及び測量・建設コンサルタント等契約（測量、土地家屋調査、建設コンサルタント等に関する契約をいう。）については、別に定める資格

2 会計規程第42条第1項による一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者について、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(指名基準)

第15条 前条に規定する有資格者のうちから、競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がなされない恐れがないと認められる者であること。
- (2) 当該指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とする者にとっては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- (3) 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施工又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- (4) 指名競争に付する工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労務、その他を容易に調達して施工しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認められる場合においては、当該調達をして施工することが可能な者又は一定地域にある者であること。

(5) 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては、当該特殊技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

(指名競争契約)

第16条 指名競争に付そうとするときは、第13条第2項第1号及び第3号から第6号に定める事項をその指名する者に書面をもって通知するものとする。

(競争に参加させることができない者)

第17条 売買、賃貸借、請負その他の契約につき会計規程第42条に規定する競争に付するときは特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 前項に規定する特別の理由がある場合とは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合、又は特に軽微な契約（民法（明治29年法律第89号）第9条ただし書に規定する行為）である場合とする。

(競争に参加させないことができる者)

第18条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) その他本学に損害を与えた者

(7) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(予定価格の定義)

第19条 会計規程第44条に規定する予定価格は、競争入札に付する事項の調達実例、一般市場価格等を踏まえた当該事項の調達限度を定めた価格（以下「調達限度価格」という。）とする。

(調達限度価格)

第20条 入札等に当たっては、予め仕様書、設計図書等により入札に付するものの調達限度価格を予定しておくものとする。

2 調達限度価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、第33条に定める契約については、単価についてその調達限度価格を定めるものとする。

(調達限度価格の省略)

第21条 会計規程第44条ただし書により、予定価格の設定を省略することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調達限度価格が500万円を超えない随意契約で、調達限度価格調書その他の書面による調達限度価格の積算を省略しても支障がないと認められる場合
- (2) 法令に基づいて取引価格が定められていること、その他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約することが不可能、又は著しく困難であると認められる場合

(入札保証金)

第22条 競争に参加しようとする者に、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の保証金の納付は、小切手、為替証書、振替払出証書、銀行払出金支払通知書、国庫金支払通知書その他随時に通貨と引き換えることができる証書の提供をもってこれに代えることができる。

(入札保証金の免除)

第23条 前条の規定にかかわらず次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 第14条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなる恐れがないと認められるとき。

(開札)

第24条 開札は公告に示した日時及び場所において見積者又は入札者立ち会いのうえで行わなければならない。ただし、契約事務に関係のない職員の立ち会いをもって見積者又は入札者の立ち会いを省略することができる。

- 2 見積者又は入札者が提出した見積書又は入札書は引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- 3 第13条第2項第2号に規定する資格を有しない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(くじ引き)

第24条の2 開札の結果、調達限度価格内で同価（会計規程第45条第1項による場合は、調達限度価格内で最高又は最低の同価）の申込みをした者が2人以上あるときは、直ちに当該申込者（前条第1項ただし書に該当する場合は、当該職員）にくじを引かせ、落札者（第26条第1項に該当する場合は、交渉順位）を決定するものとする。

(落札者とししない特例)

第24条の3 本学の支払原因となる契約について、開札の結果、次に掲げる場合にあっては、当該見積者又は入札者を落札者（第26条第1項に該当する場合は、交渉権者）とししないことができる。ただし、第1号については、調達限度価格が1000万円を超える契約に限る。

- (1) 申込価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき。
- (2) 契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき。

- 2 次条第2項による契約審査委員会の審査の結果、調達限度価格内で最低の価格をもって申込みをした者に前項の規定が適用された場合は、会計規程第45条第2項の規定により、調達限度価格内で申込みをした他の見積者又は入札者から落札者を決定するものとする。

(落札者とししない特例の調査)

第24条の4 経理責任者は、前条を適用する場合、落札者(第26条第1項に該当する場合は、交渉権者)の決定を留保し、その者が前条第1項各号に該当するかどうかについて、自ら又は他の職員に命じて調査しなければならない。

- 2 前項の調査の結果、その者が前条第1項各号に該当すると認めたときは、その調査の結果及び調査者の意見を添えて、第6条第1項第1号に定める契約審査委員会に審査要求しなければならない。

(落札方式の定義)

第25条 会計規程第45条に規定する契約の相手方は、第28条の2及び別に定める場合を除き、契約金額について交渉することができる交渉権者とする。

(交渉権者の順位の設定)

第26条 国立大学法人東京医科歯科大学会計事務実施規則(平成16年規則第67号)別表第1-2及び第1-3に規定する入札の執行をする者は、第28条の2及び別に定める場合を除くほか、会計規程第45条第2項の規定により、本学の支払原因となる契約について、開札の結果調達限度価格内での申込みをした者が2人以上いる場合は、申込みをした価格に基づき交渉順位を決定するものとする。

- 2 契約の性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が本学にとって有利な者をもって上位の交渉権者とすることができる。

(交渉権の喪失)

第27条 次条の交渉においては、経理責任者の判断により交渉を打ち切ることができるものとする。ただし、交渉権者が次の行為を行った場合においては、その者の交渉権を喪失させることができる。

- (1) 他の交渉権者の交渉を妨害しようとした場合
- (2) 交渉の妨害、契約手続の遅延を目的として交渉権を得た場合
- (3) 他の交渉権者と連合した場合(関係交渉権者全員を対象とする。また、連合が想定される場合は交渉の一時中断をすることができ、契約後に連合したことが発覚した場合には履行の既済部分を除き契約を無効とする。)
- (4) 交渉を拒否した場合
- (5) 整然・平穏たる交渉を破った場合
- (6) 交渉中に辞退を申し出た場合
- (7) 経理責任者において、交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合
- (8) 交渉開始日から経理責任者が定めた日数内に契約条件が決定しなかった場合

(契約金額の決定)

第28条 経理責任者は、契約の交渉権者が決まった場合は、直ちに第一順位の交渉権者と交渉し、契約金額を決定しなければならない。ただし、その交渉が不調となり、又は

交渉開始から7日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い交渉を行うことができる。

2 前項の規定により契約金額が決定した場合は、その者を落札者とする。

(総合評価落札方式)

第28条の2 会計規程第45条第2項の規定により、本学の支払原因となる契約について、価格その他の条件が本学にとって最も有利なもの(第24条の3第1項各号に掲げるときは、次に有利なもの)をもって申込みをした者を落札者とするることができる。

2 前項の規定は、次に掲げる契約に適用する。

- (1) 国の機関の契約において、財務大臣との協議が整ったものとされる契約
- (2) 最終決裁者が、最低価格落札方式では十分に対応できないと認めた契約

(再入札等)

第29条 開札の結果、見積価格又は入札価格がいずれも調達限度価格を超えたときは、その競争者をもって、再入札を行うことができる。

2 再入札を行っても、なお交渉権者が決定しないときは、その入札は打ち切るものとする。

3 前項の場合においては、調達限度価格内で随意契約を結ぶことができる。

4 交渉権者が契約を結ばないときは、その提示条件の範囲内において、他の者と随意契約を結ぶことができる。

(契約保証金)

第30条 落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、現金又は確実と認める有価証券をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 落札者又は随意契約の相手方がその義務を履行しないときは、契約保証金を本学に帰属させるものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めによるものとする。

3 契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。

(契約保証金の免除)

第31条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 落札者又は随意契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 第14条に規定する資格を有する者による競争に付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

## 第4章 契約

(随意契約)

第32条 契約が次の各号の一に該当するときは、会計規程第42条第4項により随意契約の方法によることができる。

- (1) 調達限度価格が500万円を超えない調達契約をする場合
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、その他

公益法人と契約する場合

- (3) 外国で契約する場合
- (4) 競争に付しても入札者がいない場合
- (5) 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき
- (6) その他業務の運営上特に必要があると認められる場合

(単価契約)

第33条 一定期間内における随時の調達を容易にし、又はこれを経済的にするために必要と認めるときは、一定期間を通じ、予め一定の単価を定めた契約をすることができる。

(契約書の作成)

第34条 会計規程第46条により契約書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 履行期限
- (3) 支払条件
- (4) その他必要事項

(契約書の省略)

第35条 会計規程第46条ただし書に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 物件の新営改良については、1件につき500万円未満の場合
- (2) 物件等の調達については、1件につき500万円未満の場合
- (3) 法令又はこれに基づく官公署等の許可、認可等により、別に定められた形式の申込書、承諾書等の提出により契約をする場合

(契約の変更)

第36条 契約の締結後、その内容に変更(追加を含む。)を生じたときは、軽易な仕様の変更を除き、変更の事由の決裁を得た後、契約の変更をしなければならない。

(契約の解除)

第37条 次の各号の一に該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 落札者又は随意契約の相手方が契約に定める事項に違反したとき。
  - (2) 落札者又は随意契約の相手方が契約の履行について不正を行い、又は本学に不利益を及ぼしたとき。
  - (3) その他必要と認めるとき。
- 2 契約の解除に当たっては、その理由、損害賠償などの必要事項を明らかにし、契約解除の手続きをしなければならない。

## 第5章 監督及び検査

(監督職員の一般的職務)

第38条 会計規程第47条第1項に規定する監督を行う者(以下「監督職員」という。)の一般的職務については、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 工事、製造、修理等の施工又は役務の提供その他についての契約に係る仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、当該契約の履行に必要な詳細設計、原寸図、工程

書、業務計画書等の作成、若しくは落札者又は随意契約の相手方に対する指示  
(2) 契約の履行についての、立会い、工程管理、業務の計画的実施の管理及び履行途中における工事、製造、修理等の施工上使用する資機材の試験、検査、若しくは落札者又は随意契約の相手方に対する指示

- 2 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることのできたその者の業務上に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。
- 3 監督職員は、落札者又は随意契約の相手方をして、緊密に連絡するとともに、必要に応じて実施状況等について報告を行わせなければならない。
- 4 監督職員を定めたときは、その者の氏名を落札者又は随意契約の相手方に通知しなければならない。

(工事監理の委託)

第39条 経理責任者が必要と認めるときは、所定の手続きにより設計事務所に工事監理を委託することができる。

(監督職員の報告)

第40条 監督職員は、経理責任者と緊密に連絡するとともに、経理責任者の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査及び検査職員の一般的職務)

第41条 会計規程第47条第2項に規定する検査を行う者(以下「検査職員」という。)は、落札者又は随意契約の相手方から契約の履行を完了した旨の届出を受理したときは、契約の履行完了の確認(契約の履行完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査を行うものとし、当該検査の結果、契約の履行が完了したものと確認したときは、落札者又は随意契約の相手方にこの旨を通知するものとする。

- 2 前項の検査職員の一般的職務については、次の各号に掲げるところによるものとする。
  - (1) 契約の履行完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計図書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求めて行う、当該履行の検査
  - (2) 前号の場合において、必要に応じて行う、破壊若しくは分解又は試験

- 3 検査職員は、第1項の検査を行った場合、検査調書を作成し経理責任者に提出するものとする。なお、その履行が当該契約の内容に適合しないとき又は当該契約の一部が履行されていないときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載するものとする。

(検査調書の省略)

第42条 前条第3項の規定にかかわらず検査調書は、請負契約又は物件の買入その他の契約に係る契約の履行完了の確認のための検査であって当該金額が1000万円を超えないものについては省略することができるものとする。ただし、同項なお書の場合はこの限りではない。

(監督職員及び検査職員の兼職の禁止)

第43条 監督職員及び検査職員を兼ねることはできない。

(監督及び検査の委託)

第44条 第38条の監督及び第41条の検査について、特に必要があるときは、本学の職員以外の者に委託して行わせることができる。

(電気ガス等の検収)

第45条 電気、ガス、水道等の使用及び新聞、定期刊行の購読物等の供給については、当該請求申請部課等において受給の事実を確認するものとする。

(固定資産の引渡)

第46条 固定資産について、第41条に規定する検査を行った結果、契約の履行が完了したものと確認したときは、国立大学法人東京医科歯科大学固定資産等管理要項に規定する措置を講じたうえ、速やかに当該請求申請部課に引き渡すものとする。

## 第6章 支払

(代価の支払)

第47条 代価を支払う場合においては、正当権利者に所定の支払請求書を提出させ、当該代価に係る約定期間内にこれを支払うよう措置しなければならない。ただし、前払金及び仮払金を除く代価を支払う場合は、予め検査に合格していることを確認しなければならない。

(前金払)

第48条 契約金額のうちから前金払を行おうとする場合においては、その都度、前金払を行う金額を定め、その支払うべき金額を約定しなければならない。

2 工事の契約において前金払を行おうとする場合は、契約金額の100分の40以内の範囲とし、落札者又は随意契約の相手方に公共工事の前払金保証事業会社と契約の履行期間を保証期間とする前払金保証契約を締結させ、その保証証書を本学に寄託させなければならない。

3 前払金を当該契約の履行以外の目的に使用させてはならない。

4 契約内容の変更その他の理由により契約金額又は履行期間を変更した場合において、前払金を増減し、又は前払金の保証期間を変更させようとするときは、予め、これに伴う措置を約定しておかなければならない。

(部分払)

第49条 部分払を行おうとする場合においては、予め、その支払率、回数、支払時期等を約定しておかなければならない。

2 部分払を行う場合において、落札者又は随意契約の相手方に前払金を支払っているときは、償却を完了するまで、出来高の全体に対する割合をその前払金に乗じて得た額に相当する額を、支払うべき部分払の額から控除するよう措置しておかなければならない。

(代価の精算)

第50条 仮払、前金払及び部分払等を行うことを約定した契約においては、契約の目的物の受渡しを要する契約についてはその受渡しを行ったとき、契約の目的物の受渡しを要しない契約については債務の履行が完了したことを確認したとき、当該契約に係るす

すべての代価を精算するよう措置しなければならない。

## 第7章 雑則

(売却)

第51条 物件の売却又は貸付については、この規定の物件調達に関する条項を準用することとする。ただし、この場合、調達は売却又は貸付に読み替えるものとする。

(物件等の調達以外の契約)

第51条の2 物件等の調達以外の本学の支払原因となる契約については、物件等の調達に準じて取扱うものとする。

(随意契約の公表)

第52条 本学の支払原因となる契約について、契約金額が第32条第1号の金額を超えるもの(政府調達契約に該当するものを除く。)を随意契約により締結した場合は、インターネットの利用により公表するものとする。

2 公表は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、入学試験に係る契約については第3号を除く。

- (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 随意契約を締結した日
- (3) 随意契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (4) 随意契約に係る契約金額
- (5) 随意契約によることとした理由

3 公表は、随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内(4月1日から4月30日までの間に締結した随意契約については93日以内)に行うものとし、少なくとも随意契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで掲載するものとする。

(適用除外)

第53条 この要項は、共同研究契約、受託・委託研究契約及び雇用契約に係る契約事務については、適用しない。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月1日制定)

この要項は、平成18年9月1日から施行し、改正後の第52条の規定は、同日以後に締結する契約から施行する。

附 則(平成19年2月1日制定)

この要項は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日制定)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月30日制定)

この要項は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成20年9月29日制定)

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年度の契約分については、契約日が、平成21年3月31日以前である場合であっても、改正後の要項を

適用する。

2 この要項の施行前に締結される平成20年度の契約分については、なお従前の例による。

附 則（平成21年4月1日制定）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月15日制定）

この要項は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月12日制定）

この要項は、平成23年9月12日から施行する。